

基本計画書

基		本		計		画					
事項		記入欄						備考			
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ 設置者		ガッコウハウジン シガガクエン 学校法人 滋賀学園									
フリガナ 大学の名称		ビワコガクインダイガク びわこ学院大学									
大学本部の位置		滋賀県東近江市布施町29番地									
大学の目的		本学の母体である学校法人滋賀学園の創始者森はなの80余年の長きにわたり提唱してきた「地域に貢献できる人材育成」を建学の精神として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、国際的な視野及び幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって地域社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。									
新設学部等の目的		18歳人口の減少、高校生の志願動向等を踏まえ、教育福祉学部子ども学科の入学定員および教育福祉学部の編入学定員を削減することで収容定員の適正化を図る。 なお、一定数はある3年次編入学に関する社会的ニーズにも対応するため、収容定員を満たさない場合に限り編入学試験を実施し、編入学生を受け入れる。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	令第23条の2第4項	
	教育福祉学部	年	人	年次人	人			年 月 第 年次	滋賀県東近江市布施町29番地		
	子ども学科	4	60 (80)	－ (10)	240 (340)	学士（子ども学）	教育学・保育学関係、社会学・社会福祉学関係	令和9年4月第1年次			
	スポーツ教育学科	4	40 (40)	－ (5)	160 (170)	学士（スポーツ教育学）	教育学・保育学関係、社会学・社会福祉学関係、体育関係	令和9年4月第1年次			同上
計			100 (120)	－ (15)	400 (510)						
同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）		びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科〔募集停止〕（△80）（令和9年4月）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数		単位	
		講義	演習	実験・実習	計						
	科目	科目	科目	科目							
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人		
		教授	准教授	講師	助教	計					
新設	教育福祉学部子ども学科	人	人	人	人	人	人	人			
		9 (8)	5 (4)	2 (2)	0 (0)	16 (14)	0 (0)	36 (36)			
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (7)	5 (3)	2 (2)	0 (0)	16 (12)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	9 (7)	5 (3)	2 (2)	0 (0)	16 (12)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)					
	計（a～d）	9 (8)	5 (4)	2 (2)	0 (0)	16 (14)					
設置	教育福祉学部学科	4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	31 (31)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人	
	スポーツ教育学科										
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	4 (4)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (8)					
分	計	13 (12)	7 (6)	4 (4)	0 (0)	24 (22)	0 (0)	67 (67)			

既	該当なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 ー人
	a．	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	b．	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	小計（a～b）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	c．	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	d．	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、 b 又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	計（a～d）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
設	該当なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	大学設置基準別表 第一イに定める基 幹教員数の四分の 三の数 ー人
	a．	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	b．	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	小計（a～b）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	c．	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a 又は bに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	d．	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、 b 又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	計（a～d）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
分	計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
合 計			11 (12)	7 (6)	4 (4)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	67 (67)	
職 種			専 属			その他			計	
事 務 職 員			人			人			人	
			15 (19)			1 (1)			16 (20)	
技 術 職 員			0 (0)			6 (3)			6 (3)	
図 書 館 職 員			2 (2)			0 (1)			2 (3)	
そ の 他 の 職 員			0 (0)			0 (0)			0 (0)	
指 導 補 助 者			0 (0)			0 (0)			0 (0)	
計			17 (21)			7 (5)			24 (26)	
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	びわこ学院 大学短期大 学部（必要 面積1,600 ㎡）と共用
	校 舎 敷 地		0 ㎡		22,703 ㎡		0 ㎡		22,703 ㎡	
	そ の 他		0 ㎡		8,865 ㎡		0 ㎡		8,865 ㎡	
	合 計		0 ㎡		31,568 ㎡		0 ㎡		31,568 ㎡	
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	びわこ学院 大学短期大 学部（必要 面積2,350 ㎡）と共用
			6,889 ㎡ (988.96 ㎡)		0 ㎡ (5731.76 ㎡)		0 ㎡ (168.28 ㎡)		6,889 ㎡ (6,889 ㎡)	
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室		室	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具		標本	
			冊		種		点		点	
			〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	
			(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	
計			〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	
			(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
			㎡		㎡		㎡			

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		教員 1 人当り研究費等			250千円	250千円	250千円	250千円	－千円	－千円		
		共 同 研 究 費 等			0千円	0千円	0千円	0千円	－千円	－千円		
		図 書 購 入 費	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円			
		設 備 購 入 費	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円			
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次			
				1,130千円	1,130千円	1,130千円	1,130千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、雑収入等									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		びわこ学院大学									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	教育福祉学部		年	人	年次 人	人		倍		滋賀県東近江市布施町 29番地		
	子ども学科		4	120	3年次 15	510		0.72	平成21年			
	スポーツ教育学科		4	80	3年次 10	340	学士（子ども学）	0.69	平成21年			
		4	40	3年次 5	170	学士（スポーツ教 育学）	0.79	平成26年				
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		びわこ学院大学短期大学部									令和9年度より学生募集 停止
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	ライフデザイン学科		年	人	年次 人	人		倍				
			2	-	-	-	短期大学士（児童 学、社会福祉学、家 政学）	-	平成2年	滋賀県東近江市布施町 29番地		
附属施設の概要			名 称：びわこ学院大学附属こども園あつぷる 目 的：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 所 在 地：滋賀県東近江市布引台1丁目138-1 設置年月：平成25年4月									

(注)

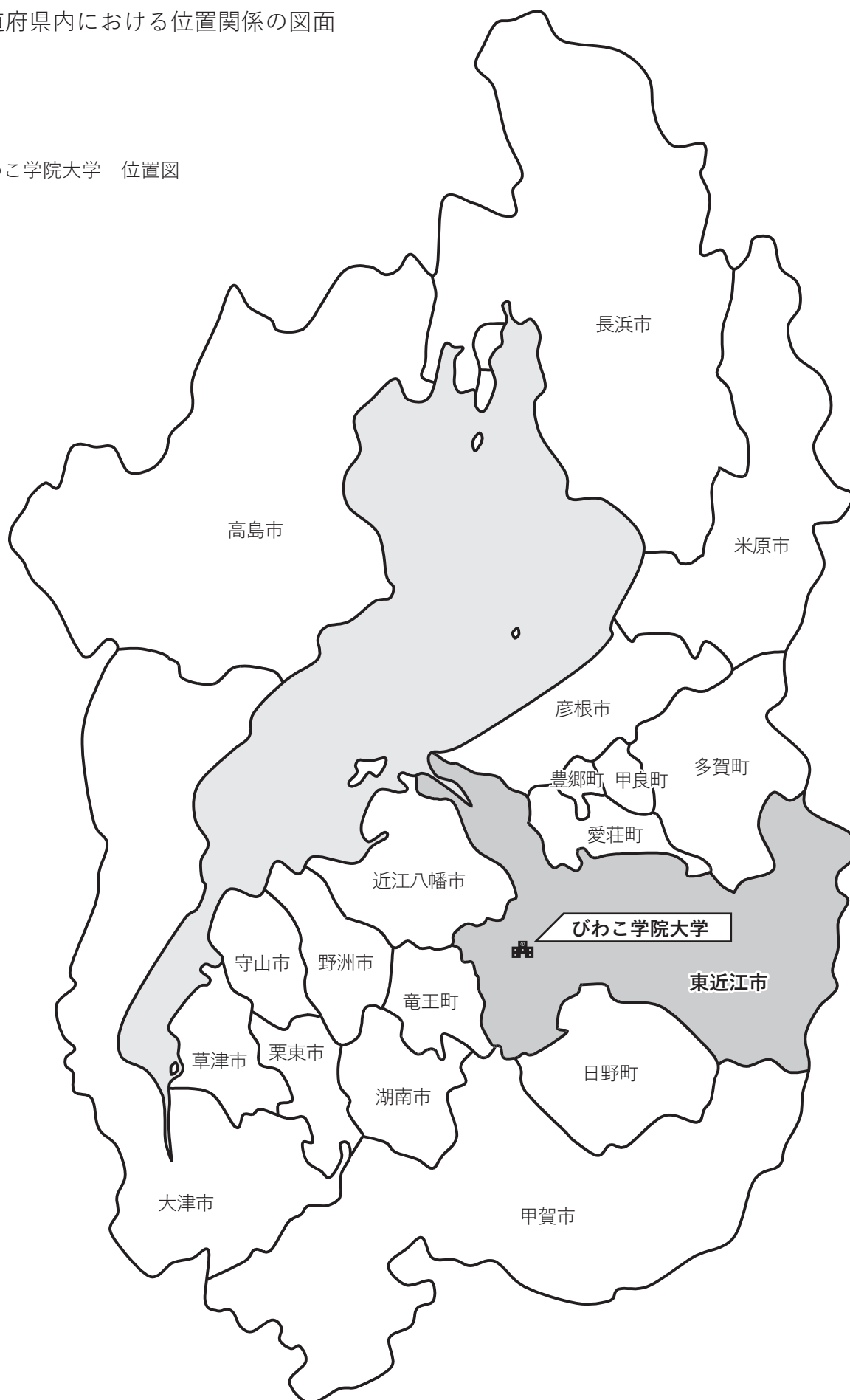
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人滋賀学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
びわこ学院大学				びわこ学院大学				
教育福祉学部				教育福祉学部				
子ども学科	80	10	340	子ども学科	<u>60</u>	<u>0</u>	<u>240</u>	定員変更（△20） 編入学定員変更（△10）
スポーツ教育学科	40	5	170	スポーツ教育学科	40	<u>0</u>	<u>160</u>	編入学定員変更（△5）
計	120	15	510	計	100	<u>0</u>	<u>400</u>	令第23条の2第4項
びわこ学院大学短期大学部				びわこ学院大学短期大学部				
ライフデザイン学科				ライフデザイン学科				
児童学コース	30	－	60	児童学コース	<u>0</u>	－	<u>0</u>	令和9年度学生募集停止
健康福祉コース	30	－	60	健康福祉コース	<u>0</u>	－	<u>0</u>	令和9年度学生募集停止
キャリアデザインコース	20	－	40	キャリアデザインコース	<u>0</u>	－	<u>0</u>	令和9年度学生募集停止
計	80	－	160	計	<u>0</u>	－	<u>0</u>	

(1) 都道府県内における位置関係の図面

びわこ学院大学 位置図



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



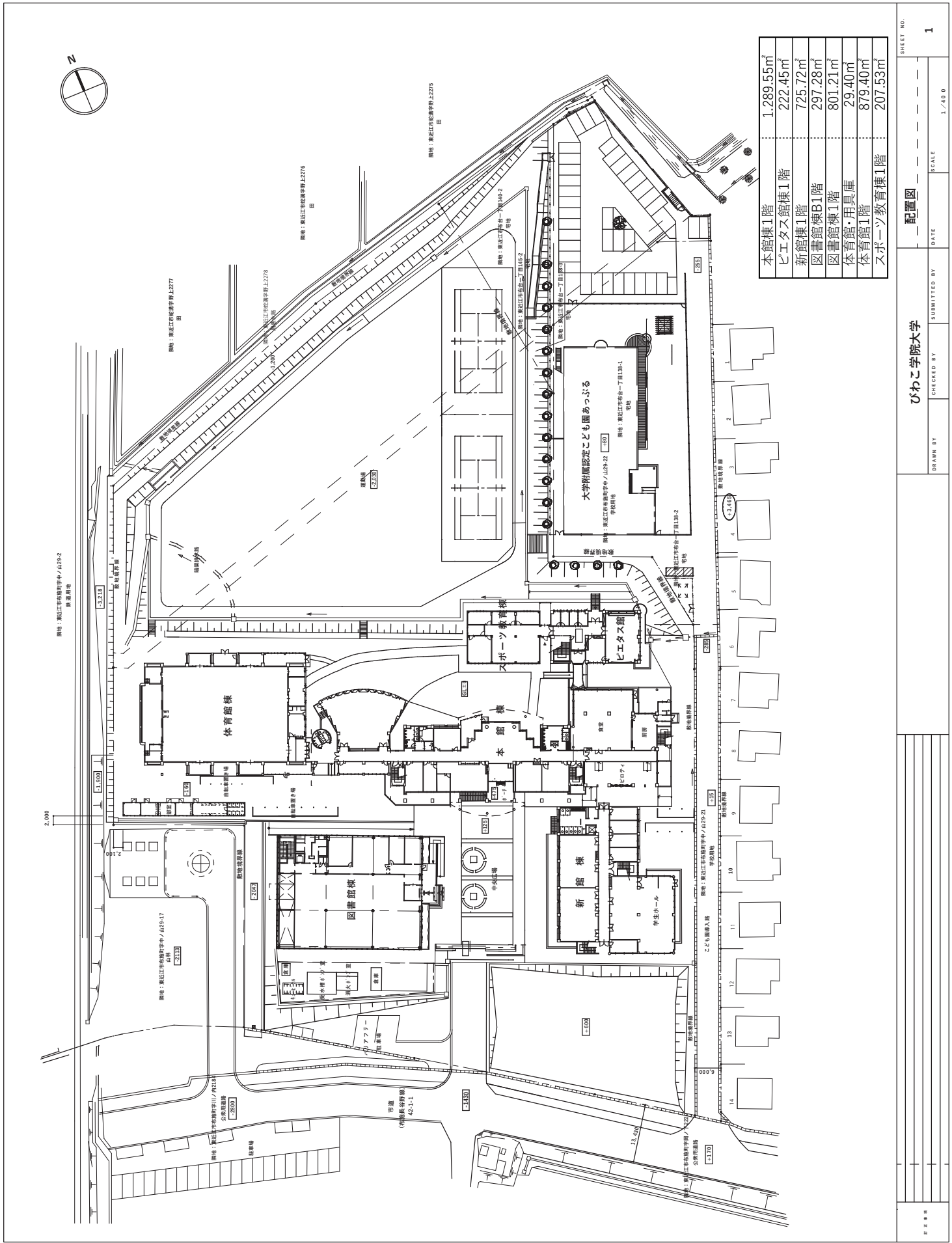
●徒歩

近江鉄道「大学前」駅から約 50m (約 1 分)

●タクシー利用

JR 琵琶湖線「近江八幡」駅から約 10km (約 20 分)

近江鉄道「八日市」駅から約 4 km (約 10 分)

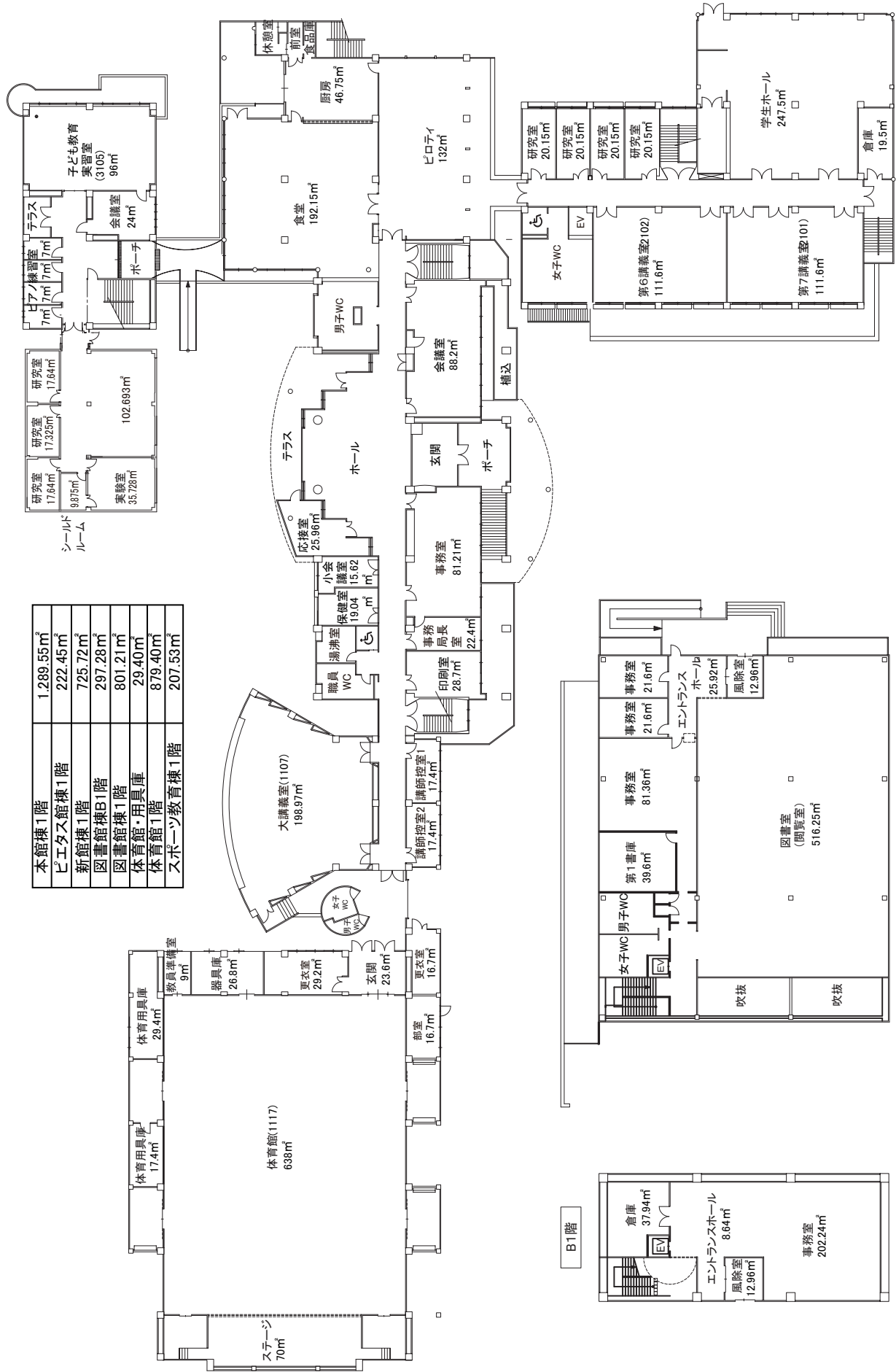


本館棟1階	1,289.55㎡
ビエタス館棟1階	222.45㎡
新館棟1階	725.72㎡
図書棟B1階	297.28㎡
図書棟1階	801.21㎡
体育館・用具庫	29.40㎡
体育館1階	879.40㎡
スポーツ教育棟1階	207.53㎡

図主 建築	びわこ学院大学	配置図		SHEET NO.
		DATE	SCALE	1
DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	1/40.0	

- 図面-3 -

本館棟1階	1,289.55㎡
ピエタス館棟1階	222.45㎡
新館棟1階	725.72㎡
図書館棟B1階	297.28㎡
図書館棟1階	801.21㎡
体育館・用具庫	29.40㎡
体育館1階	879.40㎡
スポーツ教育棟1階	207.53㎡



びわこ学院大学 学則

制定 平成 21 年 4 月 1 日
最終改訂 令和 9 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。
- 3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

- 第 2 条 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第 40 条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 第 1 項の自己点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(教育方法等の改善)

- 第 3 条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を実施するものとする。

- 2 前項の教育方法等の改善に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

- 第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 学部・学科の組織及び定員

(大学の名称・位置)

- 第 5 条 本学は、びわこ学院大学と称する。

- 第 5 条の 2 本学は、滋賀県東近江市布施町 29 番地に置く。

(学部及び学科)

- 第 6 条 本学に次の学部及び学科を置く。

教育福祉学部 子ども学科
スポーツ教育学科

(学生定員)

- 第 7 条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
教育福祉学部	子ども学科	60 名	240 名
	スポーツ教育学科	40 名	160 名

第 3 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第 8 条 本学の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

- 第 9 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。

- 2 編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第 10 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

- 第 11 条 学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて各学期の開始日及び終了日を変えることができる。

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月1日

(4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から9月10日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は必要に応じて休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(授業期間)

第13条 授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、年間35週以上にわたることを原則とする。

第5章 入学及び編入学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者に限る。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）

(8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証人の保証書及び必要な書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

3 前2項の規定は、編入学、転入学及び再入学についても適用する。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

2 保証人は、その学生の在学中、すべての件につき保護者と連帯して責任を負わねばならない。

3 保証人に、異動があった時又は死亡した時はただちに届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学及び転入学を志望する者があるときは、収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 前項のほか編入学及び転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第20条の2 本学に1年以上在学し、他の学科に転学科を希望する者は、学長の許可を得て転学科することができる。

2 前項のほか転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から2年以内に再入学を希望する者があるときは、収容定員を満

たさないときに限り、選考のうえ再入学を許可することができる。

2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(編入学等の場合の取り扱い)

第 22 条 本学則第 20 条及び第 21 条の規定により入学を許可された者、第 20 条の 2 の規定により転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 6 章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第 23 条 疾病その他特別の事由により 3 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 24 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 9 条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中の者が、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第 27 条 外国の大学で学修を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、外国の大学での在学期間 1 年に限り、本学における在学期間に含めることができる。

(退学)

第 28 条 疾病その他特別の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 9 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 24 条第 2 項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 30 条 前条第 3 号の規定により除籍された者が、除籍となった日の翌日より 2 年以内に本学へ復籍を志望するときは、欠員のある場合に限り、相当年次に復籍を許可することができる。

第 7 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第 31 条 本学教育福祉学部子ども学科の教育課程は、各授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第 1 に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

第 31 条の 2 本学教育福祉学部スポーツ教育学科の教育課程は、各授業科目を大学入門、教養教育科目、健康・体育実技、留学生科目及び専門教育科目に分け、それぞれ必修科目と選択科目に分けてこれを各年次に配当して編成し、別表第 1 の 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第 1 の 2 に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第 32 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 授業を講義と実習など 2 以上の方法を併用して行う場合は、15 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単

位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 34 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 35 条 学習の評価は、S・A・B・C・D・の 5 種の評語をもって表し、S・A・B・C を合格とする。

2 前項の規定による学習の評価の評価基準は、別に定める。

(履修科目の登録制限)

第 36 条 学生は各学期初めに履修する授業科目を選定し、学長に届け出るものとする。

2 学生が年間又は学期毎に登録できる履修科目(単位数)には、上限を設ける。

3 履修科目の登録制限に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 37 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位の単位数とみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、第 1 項に規定する協議は省略することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 38 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 39 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程において修得した単位(科目履修生として修得した単位を含む。)を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 37 条及び前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 章 免許状及び資格の取得

(免許状及び資格の課程)

第 40 条 免許状及び資格取得のために、教育職員養成課程、保育士養成課程、社会福祉主事任用資格課程、パラスポーツ指導員養成課程、公認スポーツ施設管理士課程、公認スポーツ指導者基礎資格課程及び准学校心理士資格課程を置く。

(教育職員免許状)

第 41 条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の種類は、小学校教諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状、養護教諭 1 種免許状、中学校教諭 1 種免許状(保健体育)、高等学校教諭 1 種免許状(保健体育)及び特別支援学校教諭 1 種免許状とする。

3 前項の授業科目及び単位は別表第 2 のとおりとする。

4 教育職員免許状の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(保育士資格)

第 42 条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第 3 のとおりとする。

3 保育士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(社会福祉主事任用資格)

第 43 条 社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第 4 または別表第 4 (その 2) のとおりとする。

3 社会福祉主事任用資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

第 43 条の 2 削除

(パラスポーツ指導員)

第 43 条の 3 パラスポーツ指導員資格を得ようとする者は、日本パラスポーツ協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第 7 のとおりとする。

(健康運動実践指導者)

第 43 条の 4 削除

(公認スポーツ施設管理士)

第 43 条の 5 公認スポーツ施設管理士資格を得ようとする者は、公益財団法人日本スポーツ施設協会の定める規定により、本学が開講する「スポーツ施設管理論」を受講し、単位を修得しなければならない。

(公認スポーツ指導者基礎資格)

第 43 条の 6 公認スポーツ指導者基礎資格を得ようとする者は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第 9 のとおりとする。

(准学校心理士資格)

第 43 条の 7 准学校心理士資格を得ようとする者は、一般社団法人学校心理士認定運営機構の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第 10 のとおりとする。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 44 条 本学に 4 年（第 20 条又は第 21 条の規定により入学した者にあつては第 22 条の規定により定められた年数）以上在学し、所定の授業科目を履修して 124 単位以上を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第 45 条 前条の規定により、教育福祉学部子ども学科を卒業した者には、学士（子ども学）の学位を授与する。

2 前条の規定により、教育福祉学部スポーツ教育学科を卒業した者には、学士（スポーツ教育学）の学位を授与する。

第 10 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(納付金)

第 46 条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費等の納付金は、別表第 5 のとおりとする。

2 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については、別に定める。

(納付の方法)

第 47 条 授業料及び教育充実費は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情がある者については、一括納入又は延納を認めることができる。

春学期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで） 納 期 4 月中

秋学期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで） 納 期 10 月中

(復学等の場合の授業料等)

第 48 条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 49 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 50 条 春学期又は秋学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 51 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 前項にかかわらず、休学開始日が月の初日となる者については、当該月の授業料等は免除する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 52 条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の授業料等)

第 53 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第 54 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、入学手続時における入学金以外の取り扱いについては、別に定める。

第 11 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 55 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合

に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 56 条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目の一部を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 57 条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 58 条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 59 条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 60 条 本学の学則及び諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 本条に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第 13 章 教職員組織

(教職員組織)

第 61 条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第 62 条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織及び分掌は、別に定める。

(教授会)

第 63 条 本学の教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第 14 章 教育研究施設

(図書館)

第 64 条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の教育研究の向上に資する。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第 64 条の 2 削除

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 65 条 学生並びに社会人の教養を高め、地域文化の向上と発展に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第 16 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第 66 条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 31 条、第 41 条 3、第 42 条 2 の規定は、平成 22 年度以後の入学生について、適用するものとし、平成 21 年度入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 31 条、第 41 条の規定は、平成 23 年度以後の入学生について、適用するものとし、平成 22 年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 6 条、第 7 条、第 31 条の 2、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 の規定は、平成 26 年度以後の入学生について、適用するものとし、平成 25 年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 46 条は、平成 27 年度以降の入学生について適用するものとし、平成 26 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 31 条及び第 41 条の規定は平成 28 年度以降の入学生について適用するものとし、平成 27 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 31 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 の規定は、平成 30 年度以後の入学生について、適用するものとし、平成 29 年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 40 条及び第 43 条の 5 の規定は、平成 31 年度以後の入学生について、適用するものとし、平成 30 年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 43 条の 6 の規定は、令和 2 年度以後の入学生について、適用するものとし、平成 31 年度以前入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 40 条及び第 43 条の 2 の規定は、令和 3 年度以後の入学生について適用するものとし、令和 2 年度以前入学生については、従前の例による。
- 3 43 条の 7 の規定は、令和 2 年度以後の入学生について適用するものとし、平成 31 年度以前入学生については、従前の例による。

附 則 (令和 3 年 12 月別表 1、別表 2、別表 3、別表 8、別表 10 改正)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月別表 4、別表 7、別表 7 (その 2) 改正)

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 43 条の規定は、令和 3 年度以後の入学生について適用するものとし、令和 2 年度以前の入学生については、従前の例による。
- 3 第 43 条の 3 の規定は、令和 5 年度以後の入学生について適用するものとし、令和 4 年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 46 条及び第 47 条の規定は、令和 6 年度以後の入学生について適用するものとし、令和 5 年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則 (令和 6 年 7 月別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 改正)

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 40 条及び第 43 条の 3 の規定は、令和 7 年度以後の入学生について適用するものとし、令和 6 年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 令和 9 年度前の編入学定員及び収容定員については、改正後の第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による届出に係る収容定員の総数及び増加変更に関する計画の期間は以下のとおりとする。

収容定員	減少変更前の収容定員	増加変更に関する計画期間
400 名	510 名	令和 9 年 4 月～令和 16 年 3 月

別表第1(その1)(第31条関係)

教 育 課 程 等 の 概 要											
(教育福祉学部子ども学科)											
科目 区分	授業科目の名称		配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実験・実習		
教 養 科 目	① 大 学 入 門	スタディ・スキルズⅠ	1春	2				○		15時間	
		スタディ・スキルズⅡ	1秋	2				○		15時間	
		キャリアデザインⅠ	2春	2				○		15時間	
		キャリアデザインⅡ	2秋	2				○		15時間	
	② 外 国 語 科 目	基礎英語Ⅰ	1春	2			○			15時間	
		基礎英語Ⅱ	1秋	2			○			15時間	
		コミュニケーション英語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーション英語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーション中国語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅰ	2春		2			○		30時間	
		コミュニケーションポルトガル語Ⅱ	2秋		2			○		30時間	
	③ 人 文 ・ 社 会 ・ 自 然	【人文・社会】 日本国憲法 基礎心理学 近江の地域学 哲学 情報倫理論 地方自治概論 くらしと経済 メディア論 経営論 家族社会学 販売実務総論 調査・統計入門 ボランティア論	1春		2		○			15時間	
			1春		2		○			15時間	
			1秋		2		○			15時間	
			2春		2		○			15時間	
			3春		2		○			15時間	
			1春		2		○			15時間	
			1春		2		○			15時間	
			1秋		2		○			15時間	
			2秋		2		○			15時間	
			3春		2		○			15時間	
			3春		2		○			15時間	
			3秋		2		○			15時間	
			3秋		2		○			15時間	
		【自然】 物理学入門 自然科学入門 滋賀の環境 生命と科学 データサイエンス入門 データサイエンス（応用） 情報処理演習Ⅰ 情報処理演習Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
			2春		2		○			15時間	
			2秋		2		○			15時間	
			3秋		2		○			15時間	
			1秋		2		○			15時間	
			2秋		2			○		15時間	
	④ ク ト ロ ジ エ 科 目	プロジェクト科目（特別支援）	1秋		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（地域）	2秋		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（心理・健康）	2春		2			○		15時間	
		プロジェクト科目（国際）	2春		2			○		15時間	
	⑤ 体 育 ・ 実 践 科 目	健康・運動の科学	1春		2		○			15時間	
		体育実技	1春		1				○	30時間	
		野外活動A	1春		1				○	30時間	
		野外活動B	1秋		1				○	30時間	
	⑥ 留 学 生	日本事情	1通		2		○			15時間	
		日本語コミュニケーションA	1春		1			○		30時間	
		日本語コミュニケーションB	1秋		1			○		30時間	
		日本語コミュニケーション総合	2通		1			○		30時間	
		実用日本語A	1春		2			○		30時間	
		実用日本語B	1秋		2			○		30時間	
		実用日本語総合	2通		2			○		30時間	
専 門 科 目	⑦ 学 部 共 通 科 目	人権教育	1秋	2			○			15時間	
		教育福祉学	1秋	2			○			15時間	
		特別支援教育総論	1春	2			○			15時間	
		発達障害の理解と支援	2秋		2		○			15時間	
		障害児・者福祉論	2春		2		○			15時間	
		社会保障論	3春		2		○			15時間	
		教育ボランティア	1秋～2春		2				○	30時間	

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考		
				必	修	選 択	自 由	講 義	演 習			実験・実習	
⑧ 学 科 基 幹 科 目		子ども学総論	1春	2				○			15時間		
		子どもの心理	1秋	2				○			15時間		
		子ども教育学概論	1秋	2				○			15時間		
		子ども福祉学概論	1秋	2				○			15時間		
		幼児理解論	2春	2				○			15時間		
		子ども学基礎演習Ⅰ	1通	4					○		15時間		
		子ども学基礎演習Ⅱ	2通	4					○		15時間		
		子ども学総合演習	3通	4					○		15時間		
		子ども学卒業研究	4通	4					○		15時間		
専 門 科 目	⑨ 初 等 教 育 科 目	教職入門	1春		2			○			15時間		
		教育行政・制度論	3秋		2			○			15時間		
		学級経営論	4春		2			○			15時間		
		教育心理学	1春		2			○			15時間		
		発達心理学	2秋		2			○			15時間		
		教育課程総論	2春		2			○			15時間		
		道德教育の指導法	3春		2			○			15時間		
		総合的な学習の時間の指導法	3秋		2			○			15時間		
		特別活動の指導法	2春		2			○			15時間		
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	1秋		2			○			15時間		
		生徒・進路指導論	2秋		2			○			15時間		
		教育相談の基礎	3春		2			○			15時間		
		子どもと読み書き	1春		2			○			15時間		
		教科教育法 国語	2秋		2			○			15時間		
		社会科学入門	1秋		2			○			15時間		
		教科教育法 社会	2秋		2			○			15時間		
		子どもと数	1春		2			○			15時間		
		教科教育法 算数	2秋		2			○			15時間		
		教科教育法 理科	3春		2			○			15時間		
		教科教育法 生活	3春		2			○			15時間		
		子どもと音楽Ⅰ	2春		1					○		15時間	
		子どもと音楽Ⅱ	2秋		1					○		15時間	
		子どもと音楽Ⅲ	3春		1					○		15時間	
		子どもと音楽Ⅳ	3秋		1					○		15時間	
		教科教育法 音楽	3春		2				○			15時間	
		子どもと図画工作Ⅰ	2春		2					○		15時間	
		子どもと図画工作Ⅱ	4春		2					○		15時間	
		教科教育法 図画工作	2秋		2				○			15時間	
		生活科学入門	1秋		2				○			15時間	
		教科教育法 家庭	3春		2				○			15時間	
		子どもと運動	2春		2					○		15時間	
		教科教育法 体育	2春		2				○			15時間	
		子どもと英語	2春		2				○			15時間	
教科教育法 英語	2秋		2				○			15時間			
実技能力育成（体育）A	3春		1						○	30時間			
実技能力育成（体育）B	3秋		1						○	30時間			
プログラミング入門	4春		2						○	15時間			
教職実践演習（初等）	4秋		2						○	15時間			
介護等体験（事前事後指導含む）	3通								○				
初等教育実習Ⅰ（事前・事後指導を含む）	3通		5						○	30時間			
初等教育実習Ⅱ（事前・事後指導を含む）	3通		3						○	30時間			

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門 科目	⑩ 学校保健科目	生徒指導論（養護）	2秋	2		○			15時間	
	医学概論（予防医学を含む）	2春		2		○			15時間	
	衛生学・公衆衛生学	2秋		2		○			15時間	
	学校保健論	1秋		2		○			15時間	
	養護概説Ⅰ	2春		2		○			15時間	
	養護概説Ⅱ	2秋		2		○			15時間	
	健康相談論	3春		2		○			15時間	
	食育論（食品学を含む）	1秋		2		○			15時間	
	解剖生理学	2秋		2		○			15時間	
	微生物学	2秋		2		○			15時間	
	免疫・薬理学	3秋		2		○			15時間	
	精神保健学	2秋		2		○			15時間	
	基礎看護学	2春		4		○			15時間	
	救急医学論	3秋		2		○			15時間	
	看護技術演習Ⅰ	3春		1			○		30時間	
	看護技術演習Ⅱ	3秋		2			○		30時間	
	養護実習（事前・事後指導を含む）	3通		5				○	30時間	
	看護臨床実習指導	3秋		1			○		30時間	
	看護臨床実習	3秋		2				○	40時間	
	教職実践演習（養護）	4秋		2			○		15時間	
	⑪ 幼児教育科目	保育原理総論	2春	2		○			15時間	
	現代社会と福祉Ⅰ	1春		2		○			15時間	
	現代社会と福祉Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
	社会福祉援助技術演習	3秋		2			○		30時間	
	養護原理総論	2春		2		○			15時間	
	子どもの保健	1秋		2		○			15時間	
	子どもの健康と安全	2春		1			○		30時間	
	子ども家庭支援の心理学	2秋		2		○			15時間	
	子どもの食事	3春		2			○		30時間	
	家族援助論	3春		2		○			15時間	
	保育計画論	3秋		2		○			15時間	
	幼児と健康	2秋		1			○		15時間	
	幼児と人間関係	2秋		1			○		15時間	
	幼児と環境	1秋		1			○		15時間	
	幼児と言葉	2春		1			○		15時間	
	幼児と身体表現	2秋		2			○		15時間	
	幼児と音楽表現	1秋		1			○		15時間	
	幼児と造形表現	1秋		1			○		15時間	
	保育指導法総論	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法健康	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法人間関係	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法環境	2春		2			○		15時間	
	保育内容指導法言葉	2秋		2			○		15時間	
	保育内容指導法表現Ⅰ	3春		2			○		15時間	
	保育内容指導法表現Ⅱ	4春		2			○		15時間	
	乳児保育概論	2秋		2		○			15時間	
	乳児保育演習	2秋		2			○		15時間	
	障害児保育演習	3春		2			○		15時間	
	養護内容演習	2秋		1			○		30時間	
	保育実践演習	4秋		2			○		15時間	
	保育実習指導Ⅰ	2秋～3春		2			○		30時間	
	保育実習Ⅰ（施設）	2秋～3春		2				○	40時間	
	保育実習Ⅰ（保育所）	3通		2				○	40時間	
	保育実習指導Ⅱ	4通		1			○		30時間	
	保育実習Ⅱ	4通		2				○	40時間	
	保育実習指導Ⅲ	4通		1			○		30時間	
	保育実習Ⅲ	4通		2				○	40時間	

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考	
				必	修	選 択	自 由	講 義	演 習			実験・実習
専 門 科 目	⑫ 総合 マネ ジ メ ン ト 科 目	危機管理教育論	1春			2		○			15時間	
		スポーツピックス	2春			2			○		15時間	
		ジェンダー論	2秋			2		○			15時間	
		国際比較論・国際演習	4春			2			○		15時間	
		公共政策論	3秋			2		○			15時間	
		リーダーシップ論	4春			2		○			15時間	
		起業論	2春			2		○			15時間	
		ビジネスマネジメント	2春			2		○			15時間	
		グローバルビジネス	3春			2		○			15時間	
		流通・マーケティング論	3秋			2		○			15時間	
		ビジネスキャリア論Ⅰ	2秋			2		○			15時間	
		ビジネスキャリア論Ⅱ	3春			2		○			15時間	
		インターンシップ	2秋～3春			2				○	30時間	
		ファイナンシャル実務Ⅰ	1秋			2		○			15時間	
		ファイナンシャル実務Ⅱ	1秋			2		○			15時間	
		ファイナンシャル実務Ⅲ	2春			2		○			15時間	
		ソーシャルワーク論	2秋			2		○			15時間	
		地域福祉論	3春			2		○			15時間	
【履修方法】												
卒業要件は124単位とする												
教養科目－以下に従い28単位以上を修得												
①大学入門より必修4科目(8単位)を修得												
②外国語科目より(8単位)を修得												
必修2科目(4単位)〔「基礎英語Ⅰ」(2単位)「基礎英語Ⅱ」(2単位)〕を修得												
選択必修2科目(4単位)〔同系言語2科目(4単位)〕を修得												
「コミュニケーション英語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーション英語Ⅱ」(2単位)、												
「コミュニケーション中国語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーション中国語Ⅱ」(2単位)												
「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」(2単位)、「コミュニケーションポルトガル語Ⅱ」(2単位) } 同系2科目 4単位以上を修得												
③人文・社会・自然、④プロジェクト科目、⑤体育・実践科目の合計12単位以上(【人文・社会】2単位以上、【自然】2単位以上)修得												
専門科目－以下に従い76単位以上を修得												
⑦学部共通科目より 必修3科目(6単位)を修得、⑧学科基幹科目より 必修9科目(26単位)を修得した上で、												
⑦学部共通科目、⑨初等教育科目、⑩学校保健科目、⑪幼児教育科目、⑫総合マネジメント科目の合計で44単位以上を修得												
区分領域外科目-20単位を上限に卒業要件単位として認める												
スポーツ教育学科の教養科目・専門科目の履修により修得した単位												
「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」により修得した単位(上限4単位)												
※履修者制限のある科目の履修には、「資格・免許課程履修申請」手続きが必要となる。												

別表第1(その2)(第31条関係)

教 育 課 程 等 の 概 要												
(教育福祉学部スポーツ教育学科)												
科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実験・実習			
教 養 科 目	① 入 門 大 学	スタディ・スキルズ	1春	2				○		15時間		
		キャリアデザイン	2春	2				○		15時間		
	② 外 国 語 科 目	基礎英語Ⅰ	1春		2		○			15時間		
		基礎英語Ⅱ	1秋		2		○			15時間		
		コミュニケーション英語Ⅰ	2春	2				○		30時間		
		コミュニケーション英語Ⅱ	2秋		2			○		30時間		
		コミュニケーション中国語Ⅰ	2春		2			○		30時間		
		コミュニケーション中国語Ⅱ	2秋		2			○		30時間		
		コミュニケーションポルトガル語Ⅰ	2春		2			○		30時間		
		コミュニケーションポルトガル語Ⅱ	2秋		2			○		30時間		
	③ 人 文 ・ 社 会 ・ 自 然	【人文・社会】	日本国憲法	1春		2		○			15時間	
			基礎心理学	1春		2		○			15時間	
			近江の地域学	1秋		2		○			15時間	
			哲学	2春		2		○			15時間	
			情報倫理論	3春		2		○			15時間	
			地方自治概論	1春		2		○			15時間	
			くらしと経済	1春		2		○			15時間	
			メディア論	1秋		2		○			15時間	
			経営論	2秋		2		○			15時間	
			家族社会学	3春		2		○			15時間	
			販売実務総論	3春		2		○			15時間	
			調査・統計入門	3秋		2		○			15時間	
			ボランティア論	3秋		2		○			15時間	
		【自然】	物理学入門	1秋		2		○			15時間	
			自然科学入門	2春		2		○			15時間	
			滋賀の環境	2秋		2		○			15時間	
			生命と科学	3秋		2		○			15時間	
	データサイエンス入門		1秋		2		○			15時間		
	④ プロジェ クト科目	プロジェクト科目（特別支援）	1秋		2			○		15時間		
		プロジェクト科目（地域）	2秋		2			○		15時間		
		プロジェクト科目（心理・健康）	2春		2			○		15時間		
		プロジェクト科目（国際）	2春		2			○		15時間		
⑤ 践 体 育 ・ 実 科 目	健康・運動の科学	1春		2		○			15時間			
	体育実技	1春		1				○	30時間			
	野外活動A	1春		1				○	30時間			
	野外活動B	1秋		1				○	30時間			
⑥ 留 学 生	日本事情	1通		2		○			15時間			
	日本語コミュニケーションA	1春		1			○		30時間			
	日本語コミュニケーションB	1秋		1			○		30時間			
	日本語コミュニケーション総合	2通		1			○		30時間			
	実用日本語A	1春		2			○		30時間			
	実用日本語B	1秋		2			○		30時間			
	実用日本語総合	2通		2			○		30時間			
専 門 科 目	⑦ 学 部 共 通 科 目	人権教育	1秋	2			○			15時間		
		教育福祉学	1秋	2			○			15時間		
		特別支援教育総論	1春	2			○			15時間		
		発達障害の理解と支援	2秋		2		○			15時間		
		障害児・者福祉論	2春		2		○			15時間		
		社会保障論	3春		2		○			15時間		
		教育ボランティア	1秋～2春		2				○	30時間		

科目 区分	授業科目の名称		配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	⑧ 学科基幹科目	スポーツ教育学	1春	2			○			15時間	
		教育学概論	1春	2			○			15時間	
		地域スポーツ論	2秋	2			○			15時間	
		スポーツ教育学基礎演習Ⅰ	1通	4				○		15時間	
		スポーツ教育学基礎演習Ⅱ	2通	4				○		15時間	
		総合演習	3通	4				○		15時間	
		卒業研究	4通	4				○		15時間	
	⑨ スポーツ教育基礎科目	スポーツ社会学	1春		2		○			15時間	
		スポーツマネジメント	2春		2		○			15時間	
		スポーツ心理学	1秋		2		○			15時間	
		スポーツ運動学	1春		2		○			15時間	
		スポーツ生理学	1秋		2		○			15時間	
		衛生学・公衆衛生学	2秋		2		○			15時間	
		学校保健論	3春		2		○			15時間	
		健康教育・管理学	2秋		1		○			15時間	
		救急処置法	2春		1		○			15時間	
		器械運動	1春		1				○	30時間	
		水泳・水中運動	1春		1				○	30時間	
		陸上競技	2春		1				○	30時間	
		ダンス	1秋		1				○	30時間	
		剣道	1秋		1				○	30時間	
		サッカー	1秋		1				○	30時間	
		バスケットボール	2秋		1				○	30時間	
		バレーボール	2春		1				○	30時間	
		卓球	2春		1				○	30時間	
	⑩ スポーツ教育応用科目	教職入門	1春		2		○			15時間	
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	1秋		2		○			15時間	
		教育心理学	1秋		2		○			15時間	
		教育課程総論	1秋		2		○			15時間	
		発達心理学	2春		2		○			15時間	
		特別活動の指導法	2春		2		○			15時間	
		生徒・進路指導論	2秋		2		○			15時間	
		道徳教育の指導法	3春		2		○			15時間	
		教育相談の基礎	3春		2		○			15時間	
		教育行政・制度論	3秋		2		○			15時間	
		総合的な学習の時間の指導法	3秋		2		○			15時間	
		教職実践演習（中・高）	4秋		2			○		15時間	
		中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2春		2			○		15時間	
		中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2春		2			○		15時間	
		中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2秋		2			○		15時間	
		中等教科教育法 保健体育Ⅳ	2秋		2			○		15時間	
		実技能力育成（体育）A	3春		1				○	30時間	
		実技能力育成（体育）B	3秋		1				○	30時間	
		介護等体験（事前事後指導含む）	3通		2				○		
		中等教育実習（事前・事後指導を含む）	3通		5				○	30時間	
	B 特別支援教育科目	特別支援教育論	1秋		2		○			15時間	
		知的障害者の心理・生理・病理	2春		2		○			15時間	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2秋		2		○			15時間	
		病弱者の心理・生理・病理	3秋		2		○			15時間	
		知的障害アセスメント論	3春		2		○			15時間	
		知的障害者教育課程論	1秋		2		○			15時間	
		肢体不自由者教育課程論	2春		2		○			15時間	
		病弱者教育課程論	2秋		2		○			15時間	
		特別支援教育指導法	3秋		2		○			15時間	
		視覚障害者の心理・生理・病理	3春		2		○			15時間	
		聴覚障害者の心理・生理・病理	4春		1		○			15時間	
		視覚障害者教育課程論	3春		1		○			15時間	
		聴覚障害者教育課程論	4春		1		○			15時間	
		重複障害者教育総論	3春		1		○			15時間	
		特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）	4通		3				○	30時間	

科目 区分	授業科目の名称			配当 年次	単位数			授業形態			1単位当たりの 授業時間数	備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	⑩スポーツ教育応用科目	C・スポーツマネジメント科目	スポーツコーチング論	3春		2		○			15時間	
			スポーツトレーニング論	1秋		2		○			15時間	
			メンタルトレーニング論	2春		2		○			15時間	
			スポーツ医学概論A	2秋		2		○			15時間	
			スポーツ医学概論B	3春		2		○			15時間	
			スポーツバイオメカニクス	2秋		2		○			15時間	
			リハビリテーション論	4春		2		○			15時間	
			スポーツ栄養学	3秋		2		○			15時間	
			スポーツ施設管理論	3秋		2		○			15時間	
			フィットネスプログラミング	3春		2		○			15時間	
			障害者スポーツ論	3秋		2		○			15時間	
			スポーツトピックスA	2春		2			○		15時間	
			スポーツトピックスB	2秋		2			○		15時間	
			スポーツトピックスC	3春		2			○		15時間	
			スポーツトピックスD	3秋		2			○		15時間	
			スポーツトピックスE	4春		2			○		15時間	
			危機管理教育論	1春		2		○			15時間	
			ジェンダー論	2秋		2		○			15時間	
			国際比較論・国際演習	4春		2			○		15時間	
			公共政策論	3秋		2		○			15時間	
			リーダーシップ論	4春		2		○			15時間	
			起業論	2春		2		○			15時間	
			ビジネスキャリア論Ⅰ	2秋		2		○			15時間	
			ビジネスキャリア論Ⅱ	3春		2		○			15時間	
			インターンシップ	2秋～3春		2				○	30時間	
			ファイナンシャル実務Ⅰ	1秋		2		○			15時間	
			ファイナンシャル実務Ⅱ	1秋		2		○			15時間	
			ファイナンシャル実務Ⅲ	2春		2		○			15時間	

【履修方法】

卒業要件は124単位とする

教養科目－以下に従い17単位以上を修得

- ①大学入門より必修2科目(4単位)を修得
- ②外国語科目より必修1科目「コミュニケーション英語Ⅰ」(2単位)を修得
- ③人文・社会・自然、④プロジェクト科目の合計8単位以上(【人文・社会】2単位以上、【自然】2単位以上)修得
- ⑤体育・実践科目より3科目(3単位)を修得

専門科目－以下に従い83単位以上を修得

- ⑦学部共通科目より 必修3科目(6単位)を修得
 - ⑧学科基幹科目より 必修11科目(22単位)を修得
 - ⑨スポーツ教育基礎科目より15単位以上を修得
 - ⑩スポーツ教育応用科目より30単位以上を修得
- 上記(⑦～⑩)を修得した上で、さらに⑦学部共通科目、⑨スポーツ教育基礎科目、⑩スポーツ教育応用科目より10単位以上を修得

区分領域外科目-24単位を上限に卒業要件単位として認める

子ども学科の教養科目・専門科目の履修により修得した単位

「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」により修得した単位(上限4単位)

※履修者制限のある科目の履修には、「資格・免許課程履修申請」手続きが必要となる。

別表第2(その1)(第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(小学校一種)

令和4(2022)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位	本学開設授業科目	単位	履修方法	備考	
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)		子どもと読み書き	2	必修		
			社会		社会科学入門	2			
			算数		子どもと数	2	必修		
			理科		生命と科学	2			
					物理学入門	2			
			生活		自然科学入門	2			
			音楽		子どもと音楽Ⅰ	1	必修		
					子どもと音楽Ⅱ	1	必修		
					子どもと音楽Ⅲ	1			
					子どもと音楽Ⅳ	1			
			図画工作		子どもと図画工作Ⅰ	2	必修		
					子どもと図画工作Ⅱ	2			
			家庭		生活科学入門	2			
					家族社会学	2			
		体育	子どもと運動	2	必修				
		外国語	子どもと英語	2	必修				
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語	教科教育法 国語	2	必修			
			社会	教科教育法 社会	2	必修			
			算数	教科教育法 算数	2	必修			
			理科	教科教育法 理科	2	必修			
			生活	教科教育法 生活	2	必修			
			音楽	教科教育法 音楽	2	必修			
			図画工作	教科教育法 図画工作	2	必修			
			家庭	教科教育法 家庭	2	必修			
			体育	教科教育法 体育	2	必修			
			外国語	教科教育法 英語	2	必修			
				30		48			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	子ども教育学概論	2	必修		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門		2	必修	共		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政・制度論		2	必修	共		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学級経営論		2				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育心理学		2	必修	共		
			発達心理学		2	必修	共		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	特別支援教育総論		2	必修	共		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	教育課程総論	2	必修	共		
		総合的な学習の時間の指導法		道徳教育の指導法	2	必修	共		
		特別活動の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	必修	共		
		教育の方法及び技術		特別活動の指導法	2	必修	共		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共		
		生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	必修	共		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の基礎	2	必修	共		
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)	5	必修			
		初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)		3					
		学校体験活動	2						
		教職実践演習		教職実践演習(初等)	2	必修			
				27		38			
第六欄	大学が独自に設定する科目		2	人権教育	2	必修			
			2		2				

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション中国語Ⅰ」「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得及び7日間の介護等体験が必要。

② 幼稚園教諭一種免許状と併せて取得しようとするものは、「初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む。)」に加えて、「初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む。)」を履修してください。

別表第2(その2) (第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(幼稚園一種)

令和7(2025)年度以降入学生適用

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康		幼児と健康	1	必修	
			人間関係		幼児と人間関係	1	必修	
			環境		幼児と環境	1	必修	
			言葉		幼児と言葉	1	必修	
			表現		幼児と身体表現	2	必修	
					幼児と造形表現	1	必修	
					幼児と音楽表現	1	必修	
		保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育指導法総論	2	必修		
			保育内容指導法健康	2	必修			
			保育内容指導法人間関係	2	必修			
			保育内容指導法環境	2	必修			
			保育内容指導法言葉	2	必修			
			保育内容指導法表現Ⅰ	2	必修			
			保育内容指導法表現Ⅱ	2				
				16		22		

第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	子ども教育学概論	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	共
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政・制度論	2	必修	共
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	共
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学	2	必修	共
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育総論	2	必修	共
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共
		幼児理解の理論及び方法		幼児理解論	2	必修	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の基礎	2	必修	共
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)	5	必修	
		学校体験活動		初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)	3		
		教職実践演習					
			2	教職実践演習(初等)	2	必修	
			21		30		

第六欄	大学が独自に設定する科目	※	14	人権教育	2	必修	共
				子どもと音楽Ⅰ	1	必修	
				子どもと音楽Ⅱ	1	必修	
				子どもと音楽Ⅲ	1	必修	
				子どもと図画工作Ⅰ	2	必修	
				14		7	

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション中国語Ⅰ」「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得が必要。

② 小学校教諭一種免許状と併せて取得しようとするものは、「初等教育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む)」に加えて、「初等教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)」を履修してください。

※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄の単位から、併せて14単位以上修得。

別表第2(その3)(第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(養護教諭一種)

令和4(2022)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名			単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考
第二欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	医学概論(予防医学を含む)	2	必修	
				衛生学・公衆衛生学	2	必修	
		学校保健	2	学校保健論	2	必修	
		養護概説	2	養護概説Ⅰ	2	必修	
				養護概説Ⅱ	2	必修	
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談論	2	必修	
		栄養学(食品学を含む。)	2	食育論(食品学を含む)	2	必修	
		解剖学・生理学	2	解剖生理学	2	必修	
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2	必修	
				免疫・薬理学	2	必修	
		精神保健	2	精神保健学	2	必修	
		看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	基礎看護学	4	必修	
				看護技術演習Ⅰ	1	必修	
	看護技術演習Ⅱ	2		必修			
	救急医学論	2		必修			
	看護臨床実習指導	1		必修			
		看護臨床実習	2	必修			
			28		34		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	子ども教育学概論	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	共
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政・制度論	2	必修	共
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	共
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	2	必修	共
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程総論	2	必修	共
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育の指導法	2	必修	共
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		総合的な学習の時間の指導法	2	必修	共
		生徒指導の理論及び方法		特別活動の指導法	2	必修	共
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共
				生徒指導論(養護)	2	必修	
				教育相談の基礎	2	必修	共
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習(事前事後指導を含む)	5	必修	
		学校体験活動					
		教職実践演習	2	教職実践演習(養護)	2	必修	
			21		31		
第六欄	大学が独自に設定する科目		7	人権教育	2	必修	共
			※ 7		2		

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション中国語Ⅰ」「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得が必要。

※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄の単位から、併せて7単位以上修得。

別表第2(その5)(第41条関係)
教育職員免許状取得に関する授業科目(中学校一種(保健体育))
令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	備考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	器械運動	1	必修		
				陸上競技	1	必修		
				水泳・水中運動	1	必修		
				バレーボール	1	必修		
				卓球	1	必修		
				サッカー	1	必修		
				バスケットボール	1	必修		
				剣道	1	必修		
				ダンス	1	必修		
				スポーツ教育学	2	必修		
			スポーツ心理学	2				
			スポーツマネジメント	2				
			スポーツ社会学	2				
			スポーツ運動学	2	必修			
			スポーツ生理学	2	必修			
			スポーツバイオメカニクス	2				
			スポーツ医学概論A	2				
			スポーツ医学概論B	2				
			衛生学・公衆衛生学	2	必修			
		学校保健論	2	必修				
		健康教育・管理学	1	必修				
		救急処置法	1	必修				
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅳ	2	必修	
				28	41			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2	必修		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	必修	共	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政・制度論	2	必修	共	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	必修	共	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		発達心理学	2	必修	共	
				特別支援教育総論	2	必修	共	
				教育課程総論	2	必修	共	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の指導法	2	必修	共	
		総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2	必修	共	
		特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	必修	共	
		教育の方法及び技術		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
		生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	必修	共	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の基礎	2	必修	共	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	中等教育実習(事前事後指導を含む)	5	必修		
		学校体験活動						
		教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2	必修		
				27	33			
第六欄	大学が独自に設定する科目			4	人権教育	2		共
※				4		2		

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目
履修上の注意
① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得及び7日間の介護等体験が必要。
※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄、第六欄の単位から、併せて4単位以上修得。

別表第2(その6)(第41条関係)

教育職員免許状取得に関する授業科目(高等学校一種(保健体育))

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名				単位 数	本学開設授業科目	単位 数	履修 方法	備考
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技		器械運動	1	必修	
					陸上競技	1	必修	
					水泳・水中運動	1	必修	
					バレーボール	1	必修	
					卓球	1	必修	
					サッカー	1	必修	
					バスケットボール	1	必修	
					剣道	1	必修	
					ダンス	1	必修	
					スポーツ教育学	2	必修	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		スポーツ心理学	2			
				スポーツマネジメント	2			
				スポーツ社会学	2			
				スポーツ運動学	2	必修		
		生理学(運動生理学を含む。)		スポーツ生理学	2	必修		
				スポーツバイオメカニクス	2			
		衛生学・公衆衛生学		スポーツ医学概論A	2			
				スポーツ医学概論B	2			
				衛生学・公衆衛生学	2	必修		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		学校保健論	2	必修				
		健康教育・管理学	1	必修				
		救急処置法	1	必修				
		中等教科教育法 保健体育Ⅰ	2					
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)					中等教科教育法 保健体育Ⅱ	2	必修	
					中等教科教育法 保健体育Ⅲ	2		
					中等教科教育法 保健体育Ⅳ	2	必修	
				24		41		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育学概論	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教職入門	2	必修	共
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育行政・制度論	2	必修	共
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2	必修	共
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			発達心理学	2	必修	共
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			特別支援教育総論	2	必修	共
					教育課程総論	2	必修	共
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法		8	総合的な学習の時間の指導法	2	必修	共
		特別活動の指導法			特別活動の指導法	2	必修	共
		教育の方法及び技術			教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	必修	共
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
		生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導論	2	必修	共
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			教育相談の基礎	2	必修	共
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習		3	中等教育実習(事前事後指導を含む)	5	必修	
		学校体験活動						
		教職実践演習						
				2	教職実践演習(中・高)	2	必修	
				23		31		
第六欄	大学が独自に設定する科目			12	人権教育	2	必修	共
					道徳教育の指導法	2		共
※				12		4		

※ 備考欄 共 は全学共通開設科目

履修上の注意

① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「コミュニケーション英語Ⅰ」・「コミュニケーション中国語Ⅰ」・「コミュニケーションポルトガル語Ⅰ」から2単位、「日本国憲法」「健康・運動の科学」「体育実技」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の単位修得及び7日間の介護等体験が必要。

※ 「人権教育」および最低修得単位数を超えて修得した第二欄、第三欄、第四欄、第五欄、第六欄の単位から、併せて12単位以上

教育職員免許状取得に関する授業科目(特別支援学校教諭一種)

令和7(2025)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名			単位数	本学開設授業科目	単位数	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育論	2	必修
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理・生理・病理	2	必修
				知的障害アセスメント論	2	必修
				肢体不自由者の心理・生理・病理	2	必修
				病弱者の心理・生理・病理	2	必修
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者教育課程論	2	必修
				特別支援教育指導法	2	必修
				肢体不自由者教育課程論	2	必修
				病弱者教育課程論	2	必修
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害者の心理・生理・病理	1	必修
				聴覚障害者の心理・生理・病理	1	必修
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害者教育課程論	1	必修
				聴覚障害者教育課程論	1	必修
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		発達障害の理解と支援	2	必修
				重複障害者教育総論	1	必修
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援教育実習(事前・事後指導を含む)	3	必修
	最低修得単位数		26		28	

保育士資格に係る授業科目

令和7(2025)年度以降入学生適用

◆必修科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目			
系列	教科目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2
	教育原理	講義	2
	子ども家庭福祉	講義	2
	社会福祉	講義	2
	子ども家庭支援論	講義	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2
	保育者論	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	演習	1
	子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養	演習	2
	保育の計画と評価	講義	2
保育の内容・方法に関する科目	保育内容総論	演習	1
	保育内容演習	演習	5
	保育内容の理解と方法	演習	4
	乳児保育Ⅰ	講義	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1
	障害児保育	演習	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1
	子育て支援	演習	1
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4
	保育実習指導Ⅰ	演習	2
総合演習	保育実践演習	演習	2
必要単位数			51

◆選択必修科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目			
保育の本質・目的に関する科目			
保育の対象の理解に関する科目			
保育の内容・方法に関する科目			
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2
	保育実習指導Ⅱ	演習	1
	保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅲ	演習	1
必要単位数			9

履修上の注意

- ・「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれか1組3単位修得
- ・教養科目「③人文・社会・自然(『情報処理演習Ⅰ』『情報処理演習Ⅱ』を除く)」から6単位以上、『コミュニケーション英語Ⅰ』『コミュニケーション 中国語Ⅰ』『コミュニケーションポルトガル語Ⅰ』から2単位、「健康・運動の科学」・「体育実技」から3単位以上を修得

本学における授業科目名			最低必要単位
授業科目	単位数	履修方法	
保育原理総論	2	必修	2
子ども教育学概論	2	必修	2
子ども福祉学概論	2	必修	2
現代社会と福祉Ⅰ	2	必修	2
家族援助論	2	必修	2
養護原理総論	2	必修	2
教職入門	2	必修	2
教育心理学	2	必修	2
子ども家庭支援の心理学	2	必修	2
幼児理解論	2	必修	2
子どもの保健	2	必修	2
子どもの食事	2	必修	2
保育計画論	2	必修	2
保育指導法総論	2	必修	2
保育内容指導法健康	2	必修	2
保育内容指導法人間関係	2	必修	2
保育内容指導法環境	2	必修	2
保育内容指導法言葉	2	必修	2
保育内容指導法表現Ⅰ	2	必修	2
幼児と健康	1	必修	1
幼児と人間関係	1	必修	1
幼児と環境	1	必修	1
幼児と言葉	1	必修	1
幼児と身体表現	2	必修	2
幼児と音楽表現	1	必修	1
幼児と造形表現	1	必修	1
乳児保育概論	2	必修	2
乳児保育演習	2	必修	2
子どもの健康と安全	1	必修	1
障害児保育演習	2	必修	2
養護内容演習	1	必修	1
社会福祉援助技術演習	2	必修	2
保育実習Ⅰ(施設)	2	必修	2
保育実習Ⅰ(保育所)	2	必修	2
保育実習指導Ⅰ	2	必修	2
保育実践演習	2	必修	2
			64

本学における授業科目名			最低必要単位
授業科目	単位数	備考	
現代社会と福祉Ⅱ	2		
障害児・者福祉論	2		
地域福祉論	2		
精神保健学	2		
発達心理学	2		
子どもの心理	2		
保育内容指導法表現Ⅱ	2		
教育相談の基礎	2		
子どもと音楽Ⅰ	1	必修	1
子どもと音楽Ⅱ	1	必修	1
子どもと音楽Ⅲ	1	必修	1
子どもと図画工作Ⅰ	2	必修	2
保育実習Ⅱ	2	} これら2つの組み合わせより1組選択必修	3
保育実習指導Ⅱ	1		
保育実習Ⅲ	2		
保育実習指導Ⅲ	1		
	24		8

別表第4(第43条関係)

社会福祉主事任用資格に係る授業科目(子ども学科)

厚生労働省省令に定める社会福祉主事の資格に関する指定科目 (分野)	左記に対応する授業科目	単位数
児童福祉論	子ども福祉学概論	2
保育原理	保育原理総論	2
社会福祉概論	現代社会と福祉Ⅰ	2
	現代社会と福祉Ⅱ	2
社会保障論	社会保障論	2
障害者福祉論	障害児・者福祉論	2
地域福祉論	地域福祉論	2

・上記より3科目以上（現代社会と福祉Ⅰ及びⅡは合わせて1科目とする）を修得し、本学を卒業することにより取得できる。

別表第4(その2)(第43条関係)

社会福祉主事任用資格に係る授業科目(スポーツ教育学科)

厚生労働省省令に定める社会福祉主事の資格に関する指定科目 (分野)	左記に対応する授業科目	単位数
社会保障論	社会保障論	2
障害者福祉論	障害児・者福祉論	2
教育学	教育学概論	2
リハビリテーション論	リハビリテーション論	2

・上記より3科目以上を修得し、本学を卒業することにより取得できる。

別表第5 (第46条関係)

区 分	区 分
入学検定料	30,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料	年額 850,000円
教育充実費	年額 280,000円
実験実習費	別に定める

別表第6(第43条の2関係)

社会福祉士受験資格に係る授業科目

令和3(2021)年度入学生より廃止

別表第7(第43条の3関係)

パラスポーツ指導員(初級)資格に係る授業科目

基準カリキュラム	左記に対応する授業科目	単位数	備考
スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質(1.5時間)	スポーツボランティア論	2	
障がい者スポーツの意義と理念(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	
コミュニケーションスキルの基礎(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	
障がいのある人との交流(1.5時間)	スポーツボランティア論	2	
障がい者スポーツ推進の取り組み(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	
障がい者スポーツに関する諸施策(1.5時間)	障害児・者福祉論	2	
	障害者スポーツ論	2	
安全管理(1.5時間)	スポーツ医学概論A	2	
各障がいの理解(6時間)	肢体不自由者の生理・病理	2	
	知的障害者の生理・病理	2	
	障害児・者福祉論	2	
各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫(3時間)	障害者スポーツ演習	1	
全国障害者スポーツ大会の概要(1.5時間)	障害者スポーツ論	2	

別表第7(その2)(第43条の3関係)

パラスポーツ指導員(中級)資格に係る授業科目

2025(令和7)年入学生より廃止

別表第8(第43条の4関係)

健康運動実践指導者資格に係る授業科目

2025(令和7)年入学生より廃止

別表第9

スポーツ指導者基礎資格(コーチングアシスタント)に係る授業科目

共通科目内容	対応する授業科目	単位数	備考
コーチングを理解しよう			
1. コーチングとは	スポーツコーチング論	2	
2. コーチに求められる役割	スポーツ社会学	2	
3. コーチに求められる知識とスキル	スポーツ心理学	2	
4. 対他者力を磨こう			
5. 対自己力を磨こう			
6. スポーツの意義と価値			
7. スポーツの価値を守るスポーツ権			
8. スポーツの自治 ―ガバナンスとコンプライアンス―			
9. 暴力・ハラスメントの根絶			
10. スポーツのインテグリティ			
11. スポーツ事故におけるスポーツ指導者の法的責任			
12. スポーツ仲裁			
13. スポーツ倫理			
14. 時代をリードするコーチング			
グッドコーチに求められる医・科学知識			
1. スポーツトレーニングの基本的な考え方と理論体系	スポーツトレーニング論	2	
2. 体力のトレーニング	スポーツ医学概論A	2	
3. スキルトレーニング	スポーツ栄養学	2	
4. 心のトレーニング	スポーツ心理学	2	再掲
5. スポーツと栄養	スポーツ生理学 I	2	
6. スポーツに関連する医学的知識			
7. アンチ・ドーピング			
現場・環境に応じたコーチング			
1. コーチング環境の特徴	スポーツコーチング論	2	再掲
2. ハイパフォーマンススポーツにおける今日的なコーチング	スポーツマネジメント	2	
3. スポーツ組織のマネジメント	障害者スポーツ論	2	
4. 障がい者スポーツ			

別表第10（第43条の7関係）

准学校心理士資格に係る授業科目（子ども学科）

令和4(2022)年度以降入学生適用

機構指定科目	左記に対応する授業科目	単位数
教育心理学	教育心理学	2
発達心理学	発達心理学	2
教育相談	教育相談の基礎	2

別表第10(その2)（第43条の7関係）

准学校心理士資格に係る授業科目（スポーツ教育学科）

令和4(2022)年度以降入学生適用

機構指定科目	左記に対応する授業科目	単位数
教育心理学	教育心理学	2
発達心理学	発達心理学	2
教育相談	教育相談の基礎	2

学則の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

18歳人口の減少、高校生の志願動向等を踏まえ、教育福祉学部子ども学科の入学定員および教育福祉学部の編入学定員を削減することで収容定員の適正化を図る。

なお、一定数はある3年次編入学に関する社会的ニーズにも対応するため、収容定員を満たさない場合に限り編入学試験を実施し、編入学生を受け入れる。

2. 変更年月日 令和9（2027）年4月1日

3. 変更内容一覧

Ⅰ 第7条：表中の教育福祉学部子ども学科の入学定員を60名に改める。

Ⅱ 第7条：表中の編入学定員（第3年次）を削除。教育福祉学部子ども学科の収容定員を240名、スポーツ教育学科の収容定員を160名に改める。

Ⅲ 第20条：「収容定員を満たさないときに限り」という文言を追加。

Ⅳ 第21条：「欠員のある場合に」という文言を「収容定員を満たさないときに限り」に変更。

新旧対照表

改訂後	改訂前（現行）																									
第1条～第6条（略） （学生定員） 第7条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="2">教育福祉学部</td><td>子ども学科</td><td>60名</td><td>240名</td></tr><tr><td>スポーツ教育学科</td><td>40名</td><td>160名</td></tr></table>	学部	学科	入学定員	収容定員	教育福祉学部	子ども学科	60名	240名	スポーツ教育学科	40名	160名	第1条～第6条（略） （学生定員） 第7条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th><th>編入学定員 （第3年次）</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="2">教育福祉学部</td><td>子ども学科</td><td>80名</td><td>10名</td><td>340名</td></tr><tr><td>スポーツ教育学科</td><td>40名</td><td>5名</td><td>170名</td></tr></table>	学部	学科	入学定員	編入学定員 （第3年次）	収容定員	教育福祉学部	子ども学科	80名	10名	340名	スポーツ教育学科	40名	5名	170名
学部	学科	入学定員	収容定員																							
教育福祉学部	子ども学科	60名	240名																							
	スポーツ教育学科	40名	160名																							
学部	学科	入学定員	編入学定員 （第3年次）	収容定員																						
教育福祉学部	子ども学科	80名	10名	340名																						
	スポーツ教育学科	40名	5名	170名																						
第8条～第19条（略） （編入学及び転入学） 第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学及び転入学を志望する者があるときは、<u>収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。</u> (1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者 (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。） 2 前項のほか編入学及び転入学に関して必要な事項は、別に定める。 第20条の2（略） （再入学） 第21条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から2年以内に再入学を希望する者があるときは、<u>収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ再入学を許可することができる。</u> 2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。 第22条～第66条（略）	第8条～第19条（略） （編入学及び転入学） 第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学及び転入学を志望する者があるときは、<u>選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。</u> (1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者 (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者 (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。） 2 前項のほか編入学及び転入学に関して必要な事項は、別に定める。 第20条の2（略） （再入学） 第21条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から2年以内に再入学を希望する者があるときは、<u>欠員のある場合に限り、選考のうえ再入学を許可することができる。</u> 2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。 第22条～第66条（略）																									
附 則 1 この学則は、令和9年4月1日より施行する。 2 令和9年度前の編入学定員及び収容定員については、<u>改正後の第7条の規定に関わらず、なお従前の例による。</u>	（追加）																									

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

びわこ学院大学(以下「本学」という)は、教育福祉学部子ども学科及びスポーツ教育学科を擁する1学部2学科の大学であり、令和9（2027）年度入学生より子ども学科の入学定員を80人から60人とし、3年次編入学定員を10人から0人とする事で、収容定員を340人から240人に変更する。また、スポーツ教育学科は3年次編入学定員を5人から0人とし、収容定員を170人から160人に変更する。

なお、収容定員適正化後においても地域・産業界のニーズを踏まえた教育改革を進めつつ、社会情勢や志願動向を見極め、学科改組を含む教育組織の変更について継続的に検討し、7年以内に減少変更前の収容定員を超えない範囲において定員の変更を行うことを計画している。

新	旧
子ども学科 入学定員 <u>60</u> 人 収容定員 <u>240</u> 人	子ども学科 入学定員 <u>80</u> 人 3年次編入学定員 <u>10</u> 人 収容定員 <u>340</u> 人
スポーツ教育学科 入学定員 <u>40</u> 人 収容定員 <u>160</u> 人	スポーツ教育学科 入学定員 <u>40</u> 人 3年次編入学定員 <u>5</u> 人 収容定員 <u>170</u> 人

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学の子ども学科は、入学定員を80人、3年次編入学定員を10人として募集を行っており、スポーツ教育学科は入学定員を40人、3年次編入学定員を5人として募集を行っているが、18歳人口の減少に伴い近年は入学定員を充足することが厳しく、収容定員を割る状況が続いている。ただ、本学が所在する滋賀県にあっては、18歳人口の減少幅が全国に比べ少なく、地域で必要となる人材育成を行っており、一定数の入学が見込まれることから、今回の入学定員および3年次編入学定員の変更は必要と考える。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

この度の学則変更（収容定員変更）に伴う直接的な教育課程、教育方法及び履修指導方法、教員組織の変更はない。従って、変更前と比較しても同等以上の内容を担保している。

目 次

- (1) 収容定員を変更する組織の概要（収容定員変更内容）
- (2) 人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）
 - ① 募集地域の人口動向
 - ② 募集地域の進学状況
- (3) 学生確保の見通し
 - ① 現状把握と分析
 - ② 学生募集活動の強化
 - ③ 大学の魅力創出
- (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要(収容定員変更内容)

びわこ学院大学(以下「本学」という)は、教育福祉学部子ども学科及びスポーツ教育学科の1学部2学科で構成する大学である。令和9(2027)年度より収容定員の適正化を図るため、子ども学科の入学定員及び3年次編入学定員、スポーツ教育学科の3年次編入学定員の変更を行う。この変更により、子ども学科の収容定員は340人から240人、スポーツ教育学科の収容定員は170人から160人となり、大学全体の収容定員は510人から400人となる。

令和8(2026)年度入学定員及び収容定員

学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
子ども学科	<u>80</u>	<u>10</u>	<u>340</u>
スポーツ教育学科	<u>40</u>	<u>5</u>	<u>170</u>
合 計	<u>120</u>	<u>15</u>	<u>510</u>



令和9(2027)年度入学定員及び収容定員

学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
子ども学科	<u>60</u>	<u>0</u>	<u>240</u>
スポーツ教育学科	<u>40</u>	<u>0</u>	<u>160</u>
合 計	<u>100</u>	<u>0</u>	<u>400</u>

※本学への編入学及び転入学を志願する者があるときは、収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ2年次または3年次に入学を許可する。

(2) 人材需要の社会的な動向等(収容定員を変更する背景)

18歳人口はここ数年維持するが、令和12(2030)年より全国的に減少傾向となり、近畿エリアでは2年早い令和10(2028)年から減少傾向に突入することが予測されている。【資料1-1】【資料1-2】本学が所在する滋賀県は比較的高い出生率もあり、減少傾向に転ずるのは令和14(2032)年と全国に遅れながらも少子化は着実に進

行している。（【資料1－3】）

18歳人口が滋賀県よりも早期に減少傾向に突入する他府県の大学が、県外学生の獲得を強化することは明白で、遅くとも令和10（2028）年度までには地域と時代の需要に合った分野を見極め、安定的な学生募集が可能になる体制へと改組する必要がある。そのため、入学定員及び3年次編入学定員、収容定員の適正化を図り、定員充足率を意識しながら大学運営を行っていく計画である。

① 募集地域の人口動向

滋賀県の統計によると、令和6（2024）年の滋賀県の出生数は8,795人で前年の9,249人より454人減少したが、出生率（人口千対）は6.5と全国の出生率5.7を上回り、全国で3番目に出生率の高い県となる。こども家庭庁の「保育所等関連状況取りまとめ（令和7年4月1日）」によると、滋賀県の待機児童数は335人で、東京の339人に次いで2番目に多い。また、待機児童のいる自治体に対して行われた調査で、待機児童を解消できなかった要因の回答として最も多かったのが、「保育人材の確保が困難」で44.1%にも上った。これらのことから、滋賀県には保育人材の養成が引き続き必要であると言える。

② 募集地域の進学状況

文部科学省の学校基本調査によると、出身高校の所在地が滋賀県である高校生の令和7（2025）年度の大学進学者数は7,194人で、そのうち1,363人が県内の大学に進学し、地元進学率は18.9%と全国で6番目に低く、直近5年間で最も低い数字となった。流出が多い都道府県は京都府と大阪府で、令和7（2025）年度の県外進学者数に対する割合は、京都府が59.0%、大阪府が20.5%と非常に高く、直近5年間の平均も京都府が55.8%、大阪府が21.7%となる。（【資料2】）

京都府が多い要因は、滋賀県に隣接しておりアクセスが良いことに加え、京都市は大阪市や神戸市と並ぶ近畿大都市圏の一角をなす大都市で立地も良く、学生数は滋賀県の学生数の約5.5倍と多いことから、高校生のみならず県民の知名度も高い。また、滋賀県は県の中央に琵琶湖があることで、県内の移動に制限が生まれ、大学の多くが所在する湖東側に湖西側からの電車でアクセスするためには、京都市内で乗り換える必要があることも大きな要因といえる。

（３）学生確保の見通し

① 現状把握と分析

本学教育福祉学部は教員養成系学部であり、子ども学科とスポーツ教育学科で取得をめざす免許・資格は下表のとおりである。入学時に実施する免許取得希望調査の結果から、子ども学科の学生は免許・資格の取得を目指して入学する割合がきわめて高かったが、令和８（2026）年度は少し取得希望割合が減少したことがわかる。スポーツ教育学科の学生は、免許・資格の取得希望割合が低かったが、年々その割合が高くなり、令和８（2026）年度には大きく上昇したことがわかる。（【資料３】）

〔びわこ学院大学教育福祉学部で取得可能な免許・資格〕

学 科	主に取得を目指す免許・資格
子ども学科	幼稚園教諭一種免許、保育士、小学校教諭一種免許、養護教諭一種免許
スポーツ教育学科	中学校教諭一種免許（保健体育）、高等学校一種免許（保健体育）、特別支援学校教諭一種免許（知・肢・病）

ただ学年進行とともに、キャリアについて視野が広がり、自らの適性を見極めることで、教育・保育職や福祉職以外の進路を選択する学生も増えていく。（【資料４】）これらの学生が教育や福祉をベースとして学びながら、地域の課題やスポーツ全般について、幅広い知識の習得や経験ができるよう、令和７（2025）年度よりカリキュラムの大幅な改革を行い新たなコース制を導入した。子ども学科は、小学校教育コース、幼児教育コース、学校保健コース、総合マネジメントコースの４コース制で、スポーツ教育学科は、体育教育コース、特別支援教育コース、スポーツマネジメントコースの３コース制とした。さらに、各コースの選択時期を受験時ではなく、２年次の春とするレイトスペシャライゼーションを導入したことにより、将来の進路をひとつに絞り切れない高校生や、教育や福祉に興味はあるが将来の職業として確信が持てない高校生も本学に関心を持つきっかけとなり、新たなマーケットの獲得に繋がったことが、子ども学科の免許取得希望割合の減少と、オープンキャンパスの参加者数の大幅な増加から伺える。（【資料５】）

また、四年制大学志向の高まりとともに短期大学志望者は減少を続けており、本学

短期大学部の入学者は令和 5（2023）年度から急激に減少し、安定的な大学運営をめざして、令和 9（2027）年度以降の学生募集を停止することとなった。滋賀県内には本学を含め 3 校の短期大学があったが、1 校は本学が学生募集停止をする前年度から学生募集を停止しており、令和 9（2027）年度入試から学生募集を行う短期大学は 1 校のみとなり、滋賀県内で幼児教育・保育が学べる大学は、本学と短期大学の 2 校のみとなった。（【資料 6】）

令和 8（2026）年度入試が終わった 3 月以降のオープンキャンパスは、令和 9（2027）年度入試に対応したオープンキャンパスとなるが、過去 3 年間の 3 月と 4 月の参加者のうち大学希望者数を比較すると、2023 年度は 47 人、2024 年度は 59 人、2025 年度は 105 人と大幅に増加しており、参加者アンケートにも短期大学から大学に進路変更を検討しているとの回答も見られ、短期大学志望者の大学進学への進路変更

に期待ができる状況が伺える。（【資料 7】）

② 学生募集活動の強化

大学定員管理の厳格化もあり、平成 28（2016）年度以降は本学も入学定員の充足率が一時的に上がったが、令和 5（2023）年度に大学定員管理の厳格化が緩和されたことに加え、コロナ禍の影響で高等学校での進路ガイダンスが減少するなど、高校生と低学年からの接触が少なくなったことから、高校生の進路選択は知名度の高い大学に集まり、本学の入学者は減少が続いた。（【資料 8】）

コロナ禍以降、学生募集戦略の重点をマーケットの拡大ではなく、滋賀県内生の獲得にシフトし、県内高校で実施される進学ガイダンスは低学年対象のものにも積極的に参加し認知度の向上に努めた。また、進学情報誌など広告媒体による認知強化に割いていた広報費を、接触者への継続的な情報発信による関心醸成に変更したことが功を奏し、令和 8（2026）年度は志願者・入学者ともに増加させることができた。

次のフェーズとして、ロールモデルとなる学生が運営するオープンキャンパスをさらにブラッシュアップし、オープンキャンパス参加者の出願率向上に努める。

また、SNS（インスタグラム）や大学公式 Web サイトによる情報発信は、地域を限定されず広く認知度をあげることができるため、全ての教職員が情報発信への意識を持ちさらなる情報発信の強化に努め、マーケットの拡大にも注力していく。

③ 大学の魅力創出

本学の魅力のひとつは、少人数教育によるきめ細かな支援であり、高校でもその認知は高い。この強みを生かし、就職支援をさらに強化することで学生満足度を上げていく。

また、入試制度や奨学金制度は毎年見直しを行っており、令和9（2027）年度入試からは、文部科学省高等教育局私学部長通知の「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」を受け、国公立大学に合格し入学を辞退する者については、入学金を全額返還する制度を導入するなど、受験生の負担軽減に取り組んでおり、引き続き改革を行っていく。

（４） 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

まず、3年次編入学については、全国的にみても編入学者数は減少を続けており、令和7（2025）年度の編入学者数は6,494人であり、平成12（2000）年度の編入学者数17,179人に比べると37.8%にまで落ち込んでいる。（【資料9－1】）

本学の過去5年間の編入学者数をみても、編入学定員を充足することができず厳しい状況であるため、編入学定員を削除することとし、毎年数名の希望者がいることから、収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ2年次または3年次への入学を許可することとする。（【資料9－2】）

子ども学科の入学定員80人を60人とするについては、令和8（2026）年度入学試験の入学者数が62人となり、5年連続で定員充足に至らなかったことが理由としてあげられる。ただ、令和7（2025）年度入学試験から、子ども学科及びスポーツ教育学科ともに入学者数が増加傾向にあり、スポーツ教育学科については、40人の定員を充足することができた。（【資料8】）その要因として考えられることは、令和7（2025）年に導入したコース制が認知されてきたことがあげられる。さらに、本学短期大学部が学生募集を停止したことで、幼児教育・保育系の進学先として大学への進学が検討されることにも期待ができ、オープンキャンパス参加者数も順調に増えていることから、今回設定した入学定員は十分確保できると考える。

【資料 1－1】全国の18歳人口の推移（男女）

	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年
人数	1,090,562	1,092,664	1,085,123	1,069,950	1,067,555
指数	102.5	102.7	102	100.6	100.4
	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年
人数	1,048,971	1,036,250	1,024,561	1,014,564	1,006,056
指数	<u>98.6</u>	<u>97.4</u>	<u>96.3</u>	<u>95.4</u>	<u>94.6</u>

リクルート進学総研 18歳人口予測

【資料 1－2】近畿の18歳人口の推移（男女）

	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年
人数	179,388	179,292	178,296	174,708	174,275
指数	102.2	102.1	101.5	<u>99.5</u>	<u>99.2</u>
	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年
人数	171,986	169,443	166,153	164,654	162,897
指数	<u>97.9</u>	<u>96.5</u>	<u>94.6</u>	<u>93.8</u>	<u>92.8</u>

リクルート進学総研 18歳人口予測

【資料 1－3】滋賀県の18歳人口の推移（男女）

	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年
人数	13,992	13,731	13,816	13,637	13,635
指数	103.7	103.1	103.7	102.4	102.4
	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年
人数	13,426	13,408	13,267	13,018	12,866
指数	100.8	100.7	<u>99.6</u>	<u>97.7</u>	<u>96.6</u>

リクルート進学総研 18歳人口予測

【資料 2】出身高校所在地が滋賀県の高校生の大学進学状況

	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	平 均
進学者数	7,185	7,218	7,304	7,029	7,194	7,186
県内進学者数	1,609	1,558	1,624	1,503	1,363	1,531
県内進学割合	22.4%	21.6%	22.2%	21.4%	18.9%	21.3%
県外進学者数	5,576	5,660	5,680	5,526	5,831	5,655
京都	2,977	3,121	3,106	3,139	3,440	3,157
	53.4%	55.1%	54.7%	56.8%	59.0%	55.8%
大阪	1,283	1,203	1,246	1,201	1,193	1,225
	23.0%	21.3%	21.9%	21.7%	20.5%	21.7%

文部科学省 学校基本調査

【資料 3】学科別の免許取得希望者数と希望割合

入学年度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
子ども学科	入学者数	72	66	50	54	62
	希望者数	71	65	49	51	55
	希望割合	98.6%	98.5%	98.0%	94.4%	88.7%
スポーツ 教育学科	入学者数	23	25	30	30	41
	希望者数	5	11	12	15	29
	希望割合	21.7%	44.0%	40.0%	50.0%	70.7%

【資料 4】学科別の就職率と業種別割合

卒業年		2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
子ども学科	就 職 率	100.0%	97.4%	95.6%	100.0%	98.5%
	教育・福祉関係	77.6%	66.2%	71.3%	62.9%	70.1%
	教育・福祉以外	22.4%	33.8%	28.7%	37.1%	29.9%
スポーツ 教育学科	就 職 率	100.0%	95.2%	96.6%	95.2%	95.7%
	教育・福祉関係	13.6%	13.8%	10.7%	10.0%	22.7%
	教育・福祉以外	86.4%	86.2%	89.3%	90.0%	77.3%

【資料 5】年度別オープンキャンパス参加者数（2023年～2025年）

	学年	2023 年度		2024 年度		2025 年度	
			計		計		計
合 計	3	305	505	307(2)	505	338(31)	594
	1・2	200	(△ 3)	198(△2)	(0)	256(58)	(89)
四 大	3	163	276	184(21)	318	218(34)	363
	1・2	113	(14)	134(21)	(42)	145(11)	(45)
短 大	3	128	194	102(△26)	145	105(3)	184
	1・2	66	(36)	43(△23)	(△ 49)	79(36)	(39)
未 定	3	14	35	21(7)	42	15(△6)	47
	1・2	21	(△ 53)	21(0)	(7)	32(11)	(5)

※学年の 3 は、高校3年生のほか既卒生を含む。

※2022年までは学年ごとの集計がないため2023年は学年ごとの昨対比はない。

【資料 6】 滋賀県で幼児教育・保育が学べる私立大学と募集人数

入試年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	募集停止年度
びわこ学院大学	80 人	80 人	60 人	—
びわこ学院大学短期大学部	30 人	30 人	—	2027 年度
滋賀文教短期大学	100 人	—	—	2026 年度
滋賀短期大学	80 人	80 人	80 人	—

【資料 7】 3月・4月開催のオープンキャンパス参加者数

	学年	2024 年度		2025 年度		2026 年度	
			計		計		計
合 計	3	92(△4)	94 (△7)	85(△7)	93 (△1)	89(4)	105 (12)
	1・2	2(△3)		8(6)		16(8)	
四 大	3	45(△10)	47 (△9)	56(11)	59 (12)	89(33)	105 (46)
	1・2	2(1)		3(1)		16(13)	
短 大	3	37(△4)	37 (△8)	24(△13)	29 (△8)	-	-
	1・2	0(△4)		5(5)		-	

※学年の 3 は、高校3年生のほか既卒生を含む。

【資料 8】 本学教育福祉学部の入学試験状況

	入試年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
子ども 学科 [定員 80]	志願者数	240	185	142	140	94	106	126
	受験者数	233	184	141	134	93	101	125
	合格者数	150	140	112	106	75	80	99
	入学者数	104	92	72	68	50	54	62
	うち県外生	27	20	13	19	12	11	13
	定員充足率	130.0%	115.0%	90.0%	85.0%	62.5%	67.5%	77.5%
スポーツ 教育学科 [定員 40]	志願者数	72	41	47	32	51	40	57
	受験者数	71	41	47	31	48	39	57
	合格者数	54	38	40	26	40	38	49
	入学者数	35	28	29	25	31	32	41
	うち県外生	8	12	14	6	8	8	16
	定員充足率	87.5%	70.0%	72.5%	62.5%	77.5%	80.0%	102.5%
入学者数合計		139	120	101	93	81	86	103
うち県外生		35	32	27	25	20	19	29
定員充足率		115.8%	100.0%	84.2%	77.5%	67.5%	71.7%	85.8%

【資料 9－1】全国の大学（昼間）への編入学者数

入学年度	2000 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
短期大学	13,690	3,966	4,321	3,576	3,000	2,828
高等専門学校	2,434	2,357	2,455	2,572	2,571	2,562
専修学校（専門課程）	1,055	1,837	2,153	1,633	1,101	1,068
高等学校（専攻科）	—	32	68	83	43	36
中等教育学校（専攻科）	—	1	—	—	—	—
特別支援学校（専攻科）	—	2	—	—	2	—
編入学生数合計	17,179	8,195	8,997	7,864	6,717	6,494

文部科学省 学校基本調査

【資料 9－2】編入学に係る事前確認申込数と入学者数

入学年度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
合 計 [定員 15]	事前確認申込数	5	4	5	0	4
	入学者数	5	2	5	0	4
	定員充足率	33.3%	13.3%	33.3%	0.0%	26.7%
子ども学科 [定員 10]	事前確認申込数	2	4	4	0	2
	入学者数	2	2	4	0	2
	定員充足率	20%	20%	40%	0%	20%
スポーツ 教育学科 [定員 5]	事前確認申込数	3	0	1	0	2
	入学者数	3	0	1	0	2
	定員充足率	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	40.0%

※事前確認申込数は、修得単位の読み替えの事前確認の申込者数で入学年度の前年度に実施

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	オキタ ユクジ 沖田 行司 ＜令和2年4月＞	77	博士 (文化史学)	582	びわこ学院大学 学長 (令和2.4～令和11.3)